

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	平成23年9月30日	
(宛先) 京都市長 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦下刑部町12番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市交通局 京都市公営企業管理者 交通局長 葛西 宗久 電話 075-863-5031		

主たる業種	鉄道業(地下鉄事業)及び道路旅客運送業(一般乗合旅客自動車運送業)				細分類番号	4	2	1	3	
事業者の区分	□ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 □イ又はウ □エ									
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで									
基本方針	環境にやさしい公共交通機関である市バス・地下鉄への利用を促進し、自動車交通(マイカー)を中心社会からの転換を図るとともに、ハイブリッドバス及びアイドリングストップバス等の環境にやさしいバス車両の導入や、バスの走行環境改善、職員への啓発、設備機器等の更新時に省エネ仕様のものを採用するなどハード・ソフトの両面からの対策を講じ温室効果ガス排出量の削減に取り組む。									
計画を推進するための体制	市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部」における各部会の構成員(各部門に1人)を中心に、実施計画及び進捗状況を管理する。									
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	68,029.4トン	67,281.4トン	67,281.4トン	67,281.4トン	-1.1パーセント				
	評価の対象となる排出の量	68,029.4トン	67,281.4トン	67,281.4トン	67,281.4トン	-1.1パーセント				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	低公害車両の導入、バスの走行環境改善、エコドライブの啓発、節電の取組、機器の適正な運転により、温室効果ガス排出量を削減する。								
	事業の用に供する建物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率			
	自動車事業	事業活動に伴う排出の量(排出量/日平均旅客数)	123.72	121.32	120.56	120.19	-2.43パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	原単位の指標及び目標の根拠	予算及び経営健全化計画で見込んでいる旅客数当たりの排出量を原単位として算出。 マイカーから公共交通への転換が図られることにより、具体的な温室効果ガス排出量の削減に繋がる。								
	重点的に実施する取組の実施計画		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考			
			47.0パーセント	63.0パーセント	78.0パーセント	100.0パーセント				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	(23)年度	低公害車両の導入、バスの走行環境改善、エコドライブの啓発、節電の取組、機器の適正な運転に努める。								
	(24)年度	低公害車両の導入、バスの走行環境改善、エコドライブの啓発、節電の取組、機器の適正な運転に努める。								
	(25)年度	低公害車両の導入、バスの走行環境改善、エコドライブの啓発、節電の取組、機器の適正な運転に努める。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	措置の内容	毎月16日をノーマイカーデーとするとともに、マイカー通勤を原則禁止して公共交通機関での通勤を推進する。								
	上記の措置を採用する理由	平成21年から実施しており、既に多くの職員へ浸透していることから継続して実施する。								
		区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン						
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン						
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・交通局では、環境定期券制度を導入しており、土・日のマイカー抑制に努めています。 ・市バスにおいては、PTPS(北大路町~九条車庫前、北大路町~京都府役所前)の活用や、京都府管及び関係機関と連携し違法駐車への啓発等の走行環境改善に向けた様々な取り組みを行っている。									
特記事項	・基準年度については、市バス及び地下鉄とともに、平成21年度に発生した新型インフルエンザの影響による旅客数の減少があり、また、ダイヤの増発や路線の見直しを実施し路線や運行状況に変動があることから、直近の22年度を基準とする。 ・1人1kmあたりの輸送に排出する二酸化炭素の排出量は、バスが48、鉄道が18、自家用乗用車が165となっており、バスは自動車に比べて約3分の1、鉄道は約9分の1である。(国土交通省資料より)									

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。